

# 伊佐市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月30日(月) 午前8時58分から9時40分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室

3. 出席委員 (21人)

会 長 13番委員

委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1番委員	7番委員	2番推進委員	8番推進委員
2番委員	9番委員	4番推進委員	9番推進委員
3番委員	10番委員	6番推進委員	10番推進委員
4番委員	11番委員	7番推進委員	13番推進委員
5番委員	12番委員		14番推進委員
6番委員			15番推進委員

4. 欠席委員 (5人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 3番委員 4番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前8時58分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和5年度 第7回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。  
本日の出席人数は12名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。稲刈りはお済みでしょうか。今年度は久しぶりに米の単価が上がったと聞いております。また、収穫量も多いと聞いておりますので、農家の方の経営にも良い影響が出るのかなと思っております。委員の方でまだ稲刈りがお済みでない方は体に気を付けて活動をお願いいたします。  
本日の議事録署名委員を指名いたします。3番農業委員と4番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。  
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事務局 報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料は1ページから2ページ、農業経営基盤強化促進法による解約が5件です。以上、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画（貸借）」に係る

意見決定につきまして、11 ページの総括表をご覧ください。期間は1年から30年で、面積は合計137,688㎡で利用権を設定する者の数は31人、設定を受ける者の数は25人です。土地の詳細については資料3ページから10ページ、番号1番から31番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から10番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。

2 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る10月23日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。

申請人 TTさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は80歳です。

渡し人 HKさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は90歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字石田56番3、地目は田、地積は915㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約2.5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証

明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る10月28日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。

申請人 KHさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は56歳です。

渡し人 KKさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は81歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字矢房617番1、地目は田、地積は2,169㎡の所有権移転贈与になります。

農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約200mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る10月23日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。

申請人 IIさんは、伊佐市大口白木に居住され、年齢は64歳です。

渡し人 NKさんは、東京都世田谷区弦巻に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口白木字中牟田727番2で、地目は田、地積は2,148㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号4番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定

農業委員	<p>のうち、整理番号4番につきまして、去る10月24日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。</p> <p>申請人 MMさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は51歳です。</p> <p>渡し人 UYさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は86歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口篠原字乙太郎 1353番ほか1筆、地目は田が1筆と畑が1筆、地積は2筆合計で2,550㎡の所有権移転贈与になります。</p> <p>農業従事者は4名で、通作距離は自宅から約1Km以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号5番について、5番農業委員の報告を求めます。</p>
5番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る10月24日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。</p> <p>申請人 TKさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は42歳です。</p> <p>渡し人 TTさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は77歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈下手字中川原 1433番1ほか5筆、地目は田が5筆と畑が1筆で、地積は6筆合計で3,286㎡の所有権移転贈与になります。</p> <p>農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号6番について、10番農業委員の報告を求めます。</p>
10番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る10月26日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。</p> <p>申請人 KIさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は82歳です。</p> <p>渡し人 YKさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は87歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口宮人字平田 1669番地6ほか2筆、地目は全て田、</p>

地積は3筆合計で7,193 m<sup>2</sup>の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約300m以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番について、11番農業委員の報告を求めまます。

1 1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定  
農 業 委 員 のうち、整理番号7番につきままして、去る10月24日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたしまます。

申請人 NKさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は78歳です。

渡し人 NTさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、年齢は82歳です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字湾洲90番1ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計で2,006 m<sup>2</sup>の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約500mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号8番について、3番農業委員の報告を求めまます。

3 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定  
農 業 委 員 のうち、整理番号8番につきままして、去る10月22日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたしまます。

申請人 AHさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は39歳です。

渡し人 HRさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字島3484番2ほか3筆、地目は田が3筆と畑が1筆で、地積は4筆合計で9,449 m<sup>2</sup>の所有権移転贈与になります。

農業従事者は4名で、通作距離は自宅から約300mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろし

くお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号9番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る10月24日に現地調査を行いましたので、12番が報告いたします。

申請人 MMさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は40歳です。

渡し人 MTさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字諏訪之下1168番72ほか2筆、地目は全て田、地積は3筆合計で2,516㎡の所有権移転贈与になります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約10kmで現況は良く管理された農地です。新規就農者であります。営農計画書が添付されており農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号10番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る10月25日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。

申請人 YKさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は92歳です。

渡し人 IMさんは、福岡県福岡市中央区平尾に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口牛尾字豆漬1553番1ほか1筆、地目は全て畑、地積は2筆合計で1,295㎡の所有権移転贈与になります。

農業従事者は1名で、申請地は自宅に隣接しており現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

10番 10番ですが、整理番号9番は本人が団地に居住しており、圃場は菱刈農業委員にありますが通作距離はどちらかの距離を報告すればよいでしょうか。

事務局 只今のご質問につきましては、現住所からの通作距離で報告していただきたいと思います。

議長 他にご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から10番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から10番については許可が決定いたしました。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数10件について、10件の許可が処分決定いたしました。

#### 議案第3号

議長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち整理番号1番について、去る10月24日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、3番推進委員、4番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。

申請人は、鹿児島市冷水町にお住いのTHさんで年齢は72歳で市外住民の方です。

申請地は、伊佐市大口里字竿境2155番ほか1筆で、地目は田が1筆と畑が1筆、地積は2筆合計で590㎡であります。農地区分は第3種農地で用途区分は第一種住居区域となっており、転用目的は貸駐車場であります。

申請地は、大口ふれあいセンターから北へ約300mに位置しており、南側は畑、東側は雑種地、北側は宅地、東側は雑種地であり周囲に与える影響はないかと思われま。



添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について、1件が処分決定いたしました。

議長 その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。10月の月例報告をいたします。5日、9月の定例常設審議委員会が開催されましたが、諮問案件がありませんでしたので欠席です。24日、市内現地調査を一斉に行いました。30日、本日ですが第7回農業委員会総会です。

11月の行事予定ですが、6日に11月の定例常設審議委員会が鹿児島市で開催予定です。7日、始良・伊佐地域農業委員会農地利用最適化推進会議が溝辺みそめ館で開催されます。9日、鹿児島県各市農業委員会連絡協議会が志布志市であり会長と局長が出席予定です。24日が現地調査です。29日が第8回農業委員会総会となります。月例報告は以上です。

議長 その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」という声、あり。)

事務局長 以上で、令和5年度第7回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。

一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時40分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長 .....

伊佐市農業委員 ..... 3 番 .....

伊佐市農業委員 ..... 4 番 .....